

第24回教育委員会（定）

開会日時 令和2年 11月 5日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 10時35分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	長 沼 豊

出席事務局職員

事務局次長	藤 田 浩二郎	地域教育力担当部長	湯 本 隆
教育総務課長	近 藤 直 樹	指 導 室 長	門 野 吉 保
学 務 課 長	星 野 邦 彦	生涯学習課長	家 田 彩 子
地域教育力推進課長	諸 橋 達 昭	中央図書館長	大 橋 薫

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから、令和2年第24回の教育委員会（定例会）を開催いたします。

冒頭昨日も、赤塚第一中学校での身近な教育委員会に、教育委員の皆さんにはご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、本日の会議に出席する職員は、藤田次長、湯本地域教育力担当部長、近藤教育総務課長、門野指導室長、星野学務課長、家田生涯学習課長、諸橋地域教育力推進課長、大橋中央図書館長、以上8名でございます。

議事録署名委員については、松澤委員にお願いしてよろしいでしょうか。

本日の委員会は、2名から傍聴申出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

教 育 長 それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第46号 「意見の聴取」について

1. 東京都板橋区立幼稚園条例の一部を改正する条例

(学務課)

2. 東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例

(中央図書館)

3. 東京都板橋区立中央図書館駐車場条例

(中央図書館)

4. 東京都板橋区立八ヶ岳荘の指定管理者の指定について

(生涯学習課長)

教 育 長 日程第一 議案第46号「意見の聴取」については、令和2年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、議会に提出する前である本日の教育委員会において、公開で審議を行う場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように処理いたします。

○報告事項

1. 人事情報（都費職員・令和2年10月分）

(指-1・指導室)

(区費職員・令和2年10月分)

(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「人事情報」について、初めに、都費職員について、指導室長から、続いて、区費職員について、教育総務課長から報告願います。

指 導 室 長 よろしくお願いたします。

資料「指-1」をお開きください。1、正規職員についてです。

10月末の教職員数は、括弧内の休職者なども含めて、計1,928名です。

先月と比較しまして、増減はございません。

2、期限付任用教員です。10月末の期限付任用教員の数は14名で、9月末の時点から2名増となっております。

説明は以上でございます。

教育総務課長 続きまして、区費職員でございます。

資料は「総-1」をご覧ください。

1、一般職員・再任用職員・行政支援員につきましては、変動はございません。

2、会計年度任用職員でございます。学校運営員が1名、9月30日付で退職の関係で1名減になっておりますが、11月1日付で採用しておりまして、補充されております。

スクール・サポート・スタッフにつきましては、10月31日現在で59校に配置済でしたが、今月をもちまして全校に配置が完了しております。

それから、学校生活支援員ですが、こちらは5名増となっておりますが、依然15名欠員ですが、11月1日付で6名採用でございます。

教育相談員につきましては、10月1日付で1名採用があり増となっております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、9月30日付で1名退職で、減という状況になっております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

2. 令和2年 特別区人事委員会勧告の概要について

(総-2・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告2「令和2年 特別区人事委員会勧告の概要」について、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 資料「総－２」になります。

10月23日に、特別区人事委員会から職員の給与について報告及び勧告が出ております。

勧告のポイントでございますが、枠囲いのところをご覧ください。

特別給（期末手当・勤勉手当）ということで2種ございますが、年間の支給月数を0.05月分引下げということで、現行の4.65月から4.60月に引下げということになっております。

この0.05分につきましては、期末手当の方へ反映させまして、そちらの分で引下げるということになっております。

職員の平均年間給与は、約2万円の減ということになっております。

月例給につきましては、別途必要な勧告の予定になっておりますが、今のところ特別区人事委員会からこの勧告は出ておりません。

その下の、公民比較ですけども、職種別民間給与実態調査というものを実施しております。民間との比較をしております。その結果がこの表のとおりでございます。

民間が4.60のところ、職員の場合4.65ということで、0.05の差があるということでございます。

参考としまして、東京都の人事委員会、また人事院の調査結果についても、記載をしております。

改正の内容でございますが、先ほど申し上げたとおりでございます。

条例につきましては、第四回区議会定例会に追加提案ということで議案を提出しまして、期末手当の支給の基準日が12月1日という関係で、11月中に条例の改正の議決を経て、公布するという運びになります。

最後の給与制度の課題でございますが、期末手当については、国等の状況を考慮し、支給月数の配分を検討するとともに、支給回数について、見直しをする必要があるということが勧告で述べられております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等ございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 令和3年度 周年行事日程について

(総－3・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告3「令和3年度 周年行事日程」について、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 資料「総－3」をご覧いただきたいと思います。

来年度の周年行事の日程について調整の結果、記書きの表のとおり日程だけは決めさせていただきました。No. 1からNo. 4の学校4校につきましては、今年度周年予定だったところを来年度に延期した学校でございます。

以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等ございましたら、ご発言ください。

どうぞ、松澤委員。

松 澤 委 員 ここに記載のない学校で、今年延期になった学校は、どうなっているのかを、教えていただけますか。

教育総務課長 中止した学校が2校ありました。ただ、記念誌だけは作成するというので、発行をしております。それから、上板橋第二小学校は、規模を縮小して実施というところで行ってまいりました。

それ以外の4校は来年に延期ということになっております。

松 澤 委 員 中止の学校はもう今年で終わりですね。

教育総務課長 そうですね。残念ながら、そこはもう来年度への延期はございません。

松 澤 委 員 分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 実は高島第三中学校も来年度に延ばさず、今年度、非常に興味深い試みをされています。

今週の月曜日、2日の日に、記念品の贈呈式に行ってまいりましたが、やはり高島第三中学校は校長先生が今年度在籍する子どもたちと周年を祝いたいということで、コミュニティ・スクール委員会、あるいはPTAの役員会等の皆さんにその辺のご理解をいただいて、地域の方々にもお願いして、今年できることをやろうということで、校長先生自らこの指止まれでプロジェクトチームを子どもたちから集めて、10近い様々なイベントを子どもたちの発案で実施していました。

月曜日はPTAのOB会、菱門会の方々が中庭に石製のベンチを贈呈してくださって、その贈呈式にお邪魔しましたが、7年生、8年生、9年生が整然と中庭に並んで贈呈を受けたのですが、それも子どもたちのアイディアでのセレモニーでした。非常に立派な態度で、子どもたちが司会なども全て行っていました。

最後に、体育館で9年生が見事な合唱を2曲披露してくださって、まさに「生徒の、生徒による、生徒のためのイベント」を垣間見ることができて、私としては非常に幸せな気分を味わうことができました。

何か、この後もまだ高島第三中学校は色々イベントを組んでいくようで、そのような学校がこのコロナ禍の中で生まれたことは、私は非常に素敵だなと思います。

ました。

松澤委員どうぞ。

松澤委員 今教育長がおっしゃったような内容で、今年色々試行錯誤してやられた学校ですとか、色々な行事というのですかね。新しく今年から変えていただいた学校とかというのは、やはり今後色々な学校の参考にもなりますし、私たちも情報として知っておきたいと思いましたが、全部大体の学校が終わった状況でよいので、このようなことをやっていたということだけご報告いただければありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

教育長 どうぞ、指導室長。

指導室長 かしこまりました。

まだ、公開という形で学校行事を実施していないところも実は多数あります。その辺もほかの学校の、あるいは保護者、子どもたちの思いを大事にしながら計画しているようですので、年度末頃には一つご報告させていただきたいと思っています。

実は地域の方から嬉しいお話をいただきまして、6年生が学校行事が全くできないということで、おやじの会か、PTAの方が花火大会を実施してあげたそうなのですね。お楽しみ会としてやってくださったのですが、そうしたら6年生の子どもたちが、実施してくださった保護者、おやじの会に向かって、みんなで手紙を書いてくれた。それを、今は密にならないようにということもあるので、おやじの会の代表の方に代表の子どもが届けてくれて、それを受け取った方がみんなで大変喜ぶことができたということがありました。

コロナだからこそ行事ができなくて、コロナだからこそ新しい行事の形が生まれて、そのタイミングでなかなか育めなかったような新しい子どもの心が耕せたということは、私どもはそこまで期待しておりませんでしたので、非常に嬉しいお話をいただくことができたと思っております。ご紹介は以上です。

教育長 ありがとうございます。

今、松澤委員がおっしゃったように、やはりこのコロナ禍の中で、各学校の工夫した記録というのは非常に重要なものではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 入学予定校変更希望制における応募状況について

(学-1・学務課)

教 育 長 それでは、報告4「入学予定校変更希望制における応募状況」について、学務課長から報告願います。

学 務 課 長 では、「学-1」をご覧ください。

本年度の入学予定校変更希望制における応募状況でございます。

まず、実施状況ですが、項番1の(3)入学予定校変更希望者数をご覧くださいければと思います。

小学校が482人。中学校が785人と、記載のとおり、いずれも僅かではございますが前年度を下回っております。その結果抽選を実施いたしました学校が、項番2に記載の緑小学校、若木小学校、板橋第十小学校、常盤台小学校、弥生小学校でございます。

中学校につきましては、板橋第三中学校、志村第一中学校、上板橋第一中学校、上板橋第三中学校、赤塚第二中学校、赤塚第三中学校となっております。

項番3、今後のスケジュールですが、健康診断等を(1)に記載のとおり実施いたしまして、(2)に記載のとおり、就学・入学通知書の発送を令和3年1月上旬に、そして、(3)に記載の、補欠の登録期間を、小学校が来年の1月29日まで、中学校が来年の2月19日まで予定してございます。

詳細な応募状況につきましては、別表の方に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

どうぞ、高野委員。

高 野 委 員 この中学校の方についてですが、受入可能数と住民登録者数が前も少し出たと思うのですが、志村一中と、それから赤塚二中辺りは、住民登録者数がもう受入可能数を両校とも100人以上上回っているということで、今後、また学びのエリアで通学区域など、色々検討していただくこともあると思います。毎年抽選や、通学区域に住んでいる方が優先となれば、ほかの学びのエリアの学校に通学している方は、その次の段階になってしまうということで、やはり色々考えていかなければいけないのかなと思いますので、その点も含めて、今後検討をよろしくお願ひしたいと思います。

学 務 課 長 ありがとうございます。

ご指摘の点につきましては、大きな課題となっておりますので、学びのエリアを優先も始めましたけれども、今後もしっかりとつながりがつくれるように、学区の検討等をさせていただきたいと思っております。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. あいキッズ事業運営委託法人再選定の平準化について

(地－1・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告の5「あいキッズ事業運営委託法人再選定の平準化」については、文教児童委員会で報告予定の案件であるため、本日の審議は非公開とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように処理いたします。
次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、先ほど申しあげましたように、日程第一 議案第46号及び報告5については、非公開として聴取いたします。
なお、この議案をもって本日の教育委員会は閉会といたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第一 議案第46号 意見の聴取について

1. 東京都板橋区立幼稚園条例の一部を改正する条例

(学務課)

2. 東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例

(中央図書館)

3. 東京都板橋区立中央図書館駐車場条例

(中央図書館)

4. 東京都板橋区立八ヶ岳荘の指定管理者の指定について

(生涯学習課)

教 育 長 それでは、日程第一 議案第46号「意見の聴取」について、次長と、1については、学務課長、2・3については中央図書館長、4については生涯学習課長から説明願います。

次 長 それでは、資料「議一 1」をご覧いただきたいと思います。
議案第 46 号 意見の聴取についてでございます。
提出日でございますが、令和 2 年 1 月 5 日の日付でございます。
提出者でございますが、板橋区教育委員会教育長中川修一でございます。
本案件につきましては、下記 4 件につきまして、中央教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長からの意見の聴取について、区長原案に同意する旨の意見を上程するものでございます。
各案件につきましては、先ほど教育長の方からご説明ありましたとおり、項番 1 から 4 まで、それぞれ担当課長の方からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

学 務 課 長 では、議案の第 85 号、3 / 11 ページをご覧ください。
板橋区立幼稚園条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。
こちらは、10 月 8 日の教育委員会でご説明をさせていただきました、区立幼稚園のあり方検討最終報告に基づきまして、今年度末をもって新河岸幼稚園を廃園とすることから、板橋区立新河岸幼稚園の項を削るものでございます。
施行期日につきましては、令和 3 年 4 月 1 日としてございます。
説明は以上でございます。

中央図書館長 続いて、中央図書館から条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。
東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例でございます。
内容としましては、3 月 28 日に開館を控えております新中央図書館の開館に当たって、いたばしボローニャ子ども絵本館を、「子ども」の名称を取りまして、いたばしボローニャ絵本館として新中央図書館に併設するという中身のものです。
住所につきましては、既に調整をしております、常盤台四丁目 3 番 1 号ということで規定するものでございます。
また、現中央図書館も常盤台一丁目でございますが、移転により、先ほどの住所のところに移るという改正をするものです。
また、休館日も一部変更をしております。
現中央図書館区立図書館全体で第三月曜日を休館日として定めておるのですが、新しい中央図書館においては、第三月曜日は休館日とせずに開館し、第二月曜日を休館日と変更いたします。これによって、第三月曜日に全ての図書館が休んでいる状態ではなく、新中央図書館は開いているということになりますので、利用者に向けてサービスの向上という趣旨で改正するものでございます。
以下、絵本館も移転に伴って、新中央図書館の開館時間と合せる形で運営する運びとなっております。それに関する一部改正案でございます。
続いて、中央図書館駐車場条例についてでございます。
こちら 3 月 28 日に開館いたします新中央図書館に設置されます駐車場及び自転車駐車場、駐輪場です。その運営について規定するもので、こちらは条例の

新規制定ということになります。

第3条・利用時間といたしましては、図書館の開館時間午前9時から午後8時までの期間を利用時間として、駐車場、駐輪場共に運営する予定です。

また、第7条におきまして、使用料を設定して、有料とする予定でございます。

条例上は上限の金額を規定するもので、車については1時間ごとに600円の範囲内。自転車につきましては、1時間に100円の範囲内ということで、条例上は規定するものでございます。これを踏まえて、規則において具体的な金額を制定する予定でございます。

今検討しているところは、車は30分を越えてから600円。自転車は2時間を超えてから100円という設定を想定し、検討しております。

その他免除規定等を設けて、図書館の利用者が中心にこの駐輪場、駐車場を的確に利用できるような規定を定めておるものでございます。

説明は以上でございます。

生涯学習課長 議案第95条をご説明いたします。

東京都板橋区立八ヶ岳荘の指定管理者の指定について、上記の議案を提出するというので、こちらは同じく10月8日のこちらの教育委員会で、管理行政の選定についてご報告したものを、今回議案として提出するというものになります。簡単ですが、以上です。

教 育 長 ありがとうございます。

質疑、意見等ございましたら、ご発言ください。

私の方から2点、中央図書館の方ですけども、ボローニャ子ども絵本館をボローニャ絵本館、「子ども」を取ることにした理由付けと、もう1点は、駐車場あるいは駐輪場については、自動支払機という形で設置になるのかというこの2点、お聞かせください。

中央図書館長 初めの施設の名称の変更です。

ボローニャ子ども絵本館が「子ども」を外してボローニャ絵本館とすることについては、「絵本のまち板橋」の発信の拠点の一つとして、大人から子どもまで、世代を超えて絵本の魅力というのを伝えていこう、届けていこうという趣旨から、「子ども」の記載を外して制定するものでございます。

続いて、駐輪場の仕組みなのですが、自転車につきましては前輪をロックする形の機器を装備して、150台分を予定しております。

自動車につきましては、地下が自動車駐車場になっておりますので、常盤通りの方から施設の下の方に潜っていける形になっていて、バーが開いて、機器で出入りを管理し、人は地下には配置しない予定でございます。そのような運営を考えています。

教 育 長 今現在、平和公園には、自転車置場はあるのですか。

中央図書館長 ないです。

教 育 長 ないのですね。自転車に乗って来館された人は、図書館付近に自由に置いて
いるのですか。

中央図書館長 はい。

高 野 委 員 公園の中に入って、木の下や、水道があるところに置いたりする方が多いで
す。

中央図書館長 おっしゃるとおり、トイレの周り、水道の周りに止められる方が多いです。

教 育 長 分かりました。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。
日程第一 議案第46号については、原案のとおり可決することにご異議ござ
いませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○報告事項

5. あいキッズ事業運営委託法人再選定の平準化について

(地－1・地域教育力推進課)

教 育 長 続いて、報告5「あいキッズ事業運営委託法人再選定の平準化」について、
地域教育力推進課長から説明願います。

地域教育力推進課長 それでは、説明をいたします。

資料「地－1」をご覧ください。

あいキッズ事業の運営委託法人の再選定についてなのですが、こちらは先立っ
て陳情がございまして、その陳情の説明の中で、これまで複雑なルールの下に、
長期間更新ができる状態となっていたものを、指定管理者同様5年という形で、
更新限度を設けるということを表明したところでございます。

それを実行しよういたしますと、現行1年ごとの再選定の数というものが年
によってばらばらでございます。

少し項番が前後しますが、2のところ、現行の再選定数の推移があるのですが、令和2年度、今年度9校に対して、来年度は27校、その次の年には6校というふうに、非常に山が大きくずれておりまして、そうすると何の弊害が起きるかと申しますと、まず一つは、今事業者さんが再選定のために手を挙げる際に、非常に、例えば今年などは、コロナ禍の理由があると思うのですが、なかなか事業を広げられないという中で、プロポの応募状況が低くなってしまいました。

更には、昨今の人手不足等の中で新しい人材を確保できないと、新しい事業者さんが名乗りを上げてもらえないという状況があります。

同じく、年度ごとの山が大きく異なることで、来年だけ27校なんていうことになりまして、なかなか手が挙がりにくくなる。そうすると、競争性も発揮されずに、非常に選ぶ方としても苦しくなってしまうということもあります。

更には事務効率の問題。人的に、通常9校処理しているための事務処理人員に対して、27校の年がありますと、単純計算でも3倍になりますので、そのようなところで人的コストもかかる。そのようなことの効率性。

また、選定委員会を組んで再選定を行うに当たっては、9校の選定をする場合と27校の選定をする場合では、就任していただく委員の方のプロポを受ける数が圧倒的に異なりますので、その部分で非常に負担が大きくなるということもありますので、これを毎年同じ数に合わせようという平準化が必要になるということで、今回特別な作業を要し、そのやり方についてご案内をするというものでございます。

1は、今回現行ルールを指定管理者制度同等の一律5年で契約更新が終わるという形にするというルールが図示されているものでございます。

それ以外、更新限度に達した場合に再選定になるというのが(1)なのですが、それ以外に2つ理由がありまして、もう1つはその絵の下(2)のところにありますように、毎年総合評価を各あいキッズで行っておりますが、これが総合評価D、要は事業を委託するのに非常に問題があるという、最低ラインを切るような評価が出た場合にも、再選定にそのあいキッズは回ります。

更には(3)で、事業者さんが今継続できないということで、意思表示をされる場合が出てきております。そのような場合にも、5年を待たずに再選定に回るという、この3つの再選定に回るルールが現行となります。

2は、先ほど申し上げました再選定の現在の推移になります。

2ページ目に行っていただきまして、そのような今偏りのあるものを、どういう形で平準化するかという方法でございます。

まず原則論としまして、(1)毎年度の再選定の対象数を10から11校としたいと思えます。これは51あいキッズある中で、5年更新限度をそろえますと、単純平均で1年当たり10校から11校になるということで、この数をめざすというものでございます。

(2)は、そのような平準化の作業をするに当たりまして、やり方としては5年というルールを設けてあるのですが、それを1年間先送り、もしくは数年先送りして、山を崩していかないといけませんので、その際の先送りのルールとして

は、あまり5年と決めておきながら、3年も5年も先送りをしてしまうと、8年、10年といった更新限度のあいキッズが発生してしまいますので、その辺りは原則5年ルールに基づいて、先送りのルールとしては1年を限度としたいと思っています。そうすると、5年のところを1年ずらして6年までの更新とする。そのような形で作業を行うという意味になります。

更に(3)更新を1年延ばすあいキッズを、年度によっては全てではなくて一部のあいキッズを先送りするという形になりますので、その場合の振り分けのルールとしては抽選という形を採りたいということでございます。

そのような原則論の下に(4)は、どういう形で先送りするかというのを図示したものでございます。非常に複雑でご理解が難しいと思います。ざっと申し上げますと、考え方としては、1年ずつ山を崩して行って、何年かかってその山を平らにするかということで、この図で申し上げますと、一番右、令和12年度に山の等価が完了するというふうになります。

細かく作業としては、一番左側の行でご説明をします。

この丸数字というのは、現行のあいキッズ1つ1つを示しておりまして、かつ現在更新を何年しているか。⑨という数字は9年間更新をしています。⑧は8年、⑦は7年という形で、それぞれ更新年度が今異なっております。

こういう中で濃い色、こちらは先送りをせずに、その年に固定をして、再選定の対象としてしまうものを表しています。

令和3年度で申しますと、⑨から⑦まで、こちらは期限が長いので、もう先送りをせずに当該年度のプロポの再選定の対象にします。そうしますと、更新が6年たっているものが21校残りますので、このうちの16校を次の年に先送りする。残った5校については、令和3年度に再選定の対象にします。そうしますと、令和3年度の再選定の数は、2行目にあります11ということになります。

同じような考え方で少しずつ毎年毎年先送り作業をしていきますと、令和4年度がプロポーザル数17、令和5年度がプロポーザル数5、令和6年度が6校、令和7年度が10校、令和8年度が10校、令和9年度が10校、令和10年度が10校、令和11年度の11校、こちらで作業を行うことによりまして、その翌年、令和12年度からは山が均一化しますので、毎年固定されたあいキッズを再選定するという事で足りるということになります。

少し複雑なのですが、このようなスケジュール感であいキッズの再選定の対象数を平準化したいということで、ご提案するものでございます。

教 育 長 ありがとうございます。

 ご理解いただけましたでしょうか。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

 どうぞ、長沼委員。

長 沼 委 員 これは、10年計画で大変だと思います。何かパズルを見ているみたいなのですけど、これしかやり方がないわけですね。つまり、本当は例えば3年契約、

4年契約とか一気に今度の27校を増すかどうかは別として、ずらして契約、特例での契約などを行えば数年で解消できる気もするのですが、そうはいかないわけですね。

地域教育力推進課長　そうですね。考え方としては、もし1年で終了させようと思えば、更新原則5年と考えておきながら、5年後に先送りしたりすることによって、一気に1年で解消させる絵も描くことができます。ただし、その場合は、最長で10年間更新するあいキッズも現れてしまいまして、今年度に、この8月に議会へ表明いたしました、今まで9年まで更新可能だったこの契約ルールを、指定管理者と同様の5年にするという、要は短くしたわけなのですが、そこの考え方とも相反してしまうというところもありました。

更に、これでは先送り年数を1年ということにしましたけども、これを2年まで緩和する、3年まで緩和するというところにおいては、もう少し短くもなれるのですが、そのような原則論などの考え方、またあいキッズ事業者の負担、そのようなものを勘案して、こちらの案が一番いいだろうということでご提案した次第でございます。

長 沼 委 員　要するに、先送りはするけれど、短くはできないということですね。

地域教育力推進課長　そうですね。事業者さんとしましては、現行5年、6年、9年などという更新ルールの下に、人を雇い入れて事業計画を立てているというところかというと、なかなか短くするというのは非常に厳しくなります。

長 沼 委 員　分かりました。ありがとうございます。

教 育 長　松澤委員。

松 澤 委 員　Dの翌年度に再選定というものが書いてあるのですが、ここに該当する業者さんというのはほとんどいないという認識でよろしいですか。

すごく多くなってしまったりする年などがあると、また同じような現象が起きってしまうと思うのですが、基本A、B、Cの業者が多いという認識でよろしいですか。

地域教育力推進課長　これは新しく制度を示して、まだ実行していないのですが、現行のルールもこの最低ライン、Dというか、Eというかはあるのですが、直ちに翌年度に再選定になるというルールがございます。ただし、そういう評価になるあいキッズというのは、正直ないです。

それよりも、(3)の事業者の意思によって契約が終了する案件の方が、数としてはあります。

松澤委員 例えばですけど、事業者が終了する案件が出たときに、その事業者が持っているあいキッズの数が多い場合、何校も持っている場合というのものもあるかと思うのですが、そのときはどのような対応になりますか。

地域教育力推進課長 そのようなケースはあるのですが、法人が全てのあいキッズから撤退するということはなくて、個別に1校ずつ撤退する事例までしか経験がありませんので、1つ1つ対応しています。

松澤委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ちなみに今、業者数は、何社ぐらいあるのですか。

地域教育力推進課長 18ですね。

教育長 18社ですね。ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

先ほど長沼委員のご質問にもあったように、できるだけ短くするとなると、長期にわたってしまう業者が出てきてしまうというデメリットが生まれてくるということですね。

地域教育力推進課長 そうですね。

教育長 よろしいでしょうか。

(はい)

教育長 ありがとうございました。
それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 10時 35分 閉会